

2022年3月7日

拓殖大学

学長 鈴木 昭一

国際交流留学生センター長

副学長 甲斐 信好

令和4(2022)年度 海外留学プログラム等の取り扱いの方針

新型コロナウイルス感染症については、変異株の出現もあり、未だ予断を許さない状況です。外務省在外公館関係機関の発する情報によると、海外渡航における入国・入境の制限及び検疫措置も厳しい状況が続いています。

しかしながら、本学としては建学の精神に基づく拓殖人材育成の観点から、2022年度夏季出発予定の交換留学・長期研修を対象とし、学生の健康と安全及び受入先となる国・地域や提携校関係者に対する責任を考慮しつつ、新型コロナウイルス感染症を事由とした感染症危険情報レベル2（不要不急の渡航は止めてください。）以上が発出されている国・地域であっても、下記の条件を満たす場合に限り、必要な手続を経て渡航を認めることとします。

記

1. 学生及び保証人が、渡航しての留学を強く希望していること
2. 渡航先国・地域に渡航に対する入境制限がなく、ワクチン接種証明や渡航に必要なビザの取得、旅行総合保険への加入等、渡航に支障を来さないこと
3. 提携校が海外からの留学生受入を許可していること
4. 学生及び保証人がコロナ禍の渡航について取り決めたルールに同意出来ること

また、2022年度春季出発予定の交換留学及び短期研修は本年9月以降を目処に実施の可否を判断いたします。

未だに世界的な新型コロナウイルス感染症の終息見込みが充分立たない状況であり、海外留学プログラム以外の海外渡航に関しては、今後の状況を見極め、且つ上記1～4の条件に準じて実施の可否を判断いたします。

以上